

## 議案第1号

(有)大竹交通運行分) 令和8年度夏休みに合わせた路線バス小児運賃割引について

令和8年6月12日

## 1 背景・経緯

大竹市内の路線バスを取り巻く状況は、全国と同様に、人口減少による移動需要の縮小やそれに伴う収支悪化、運転手等の人手不足等の課題により厳しさを増している。こうした状況の中、将来にわたり、公共交通ネットワークを維持・確保していくため、利用需要を増やしていく必要があることから、夏休みに合わせ、小児運賃割引を行うことにより公共交通に親しみを持ってもらい需要喚起に繋げるもの。

なお、本施策は県が呼び掛けを行い、県全域を対象とした公共交通利用促進策として実施するものである。

## 2 提案事項

本取組の実施に当たり、運賃協議会の協議を経て設定している協議運賃について変更の承認をお諮りするもの。

※実施運賃を設定している路線については、運行する事業者による運輸局への手続き（事前届出）により対応。

## 【一般乗合旅客自動車運送事業で設定できる運賃】

実施運賃	上限運賃の範囲内で設定
協議運賃	運賃協議会において設定

## 3 運賃等の概要

## (1) 対象路線及び運行事業者

こいこいバス（大竹市街地循環バス）（運行事業者：(有)大竹交通）

## (2) 運賃

小学生運賃を100円としているところ、50円とする割引運賃を設定する。

種類	現行	割引後	備考
大人	200円	変更なし	中学生以上
小学生	100円	50円	
未就学児	無料	変更なし	

## (3) 割引運賃の適用方法

利用者は、県が実施する夏休み自由研究プログラム「乗りエンターリング」\*のパンフレットの一部を切り取り、優待券として携行し、路線バスを降車する際に、切り取った優待券を乗務員に提示することにより上記割引運賃の適用を受ける。

本割引の適用は現金での決済のみを対象とする。

\* 県内全ての小学校経由で全小学生にパンフレットを配付

## (4) 割引運賃の適用期間

令和8年7月18日（土）から8月31日（月）まで

## 4 住民、その他利害関係者の意見反映措置

道路運送法第9条第5項において、運賃の協議を行う場合には、公聴会の開催等により住民、利用者、利害関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされていることから、次の方法により意見を収集した。

## (1) 住民、利用者の意見

web調査会社によるモニターアンケート及び広島県ホームページによる自由意見募集により意見を収集した。詳細は別紙1のとおり。

(2) 利害関係者等の意見

- 広島県から、広島県タクシー協会に意見聴取を実施。
- 県全域の公共交通利用を喚起し、利用需要を創出する取組であること、タクシーとバスは利用者の属性や利用場面の棲み分けができていることの2点から、取組に対する異論はない。
- 家族での外出の際、バス路線やダイヤが十分に存在していない地域において、ドアツードア+利用者の行動に合わせた迎車など、タクシーの強みが生きる場面も想定されることから、利用者におかれては、路線バスとタクシーそれぞれの強みを組み合わせご利用いただきたい。